

作成概要（令和2年3月31日）

件名	松前町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則
主管課	教育委員会 社会教育課
関係課	
改正対象	松前町教育委員会事務局組織規則（昭和63年松前町教育委員会規則第2号）
根拠法令等	地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2
改正理由	<p>○町長の権限に属する事務のうち、教育委員会事務局職員が行っている補助執行事務の一部について、補助執行を取りやめ、町長の補助機関である職員に処理させることとすることについて、地方自治法第180条の2の規定により、町長と教育委員会が協議を行った。</p> <p>その結果、松前町教育委員会事務局組織規則別表（第3条関係）社会教育課人権教育係の分担事務（4 男女共同参画社会づくりの推進に関すること。）を取りやめることについて、協議が調ったため。</p> <p>○組織改編により、係の名称が変更となったため。</p>
改正の主な内容	<p>○別表（第3条関係）社会教育課人権教育係中の「4 男女共同参画社会づくりの推進に関すること。」を削る。</p> <p>○第2条第3項及び別表（第3条関係）中の「社会体育係」を「スポーツ振興係」に、「1 社会体育及びレクリエーションの指導奨励に関すること。」を「1 スポーツ（ホッケーを除く。）の振興に関すること。」に、「6 その他社会体育に関すること。」を「6 その他スポーツ（ホッケーを除く。）に関すること。」に変更する。</p>
施行日	令和2年4月1日
【その他参考事項】	